

☆知って得する情報(第5回)

*マイナンバーの送付が始まります！

来年1月に一部の行政手続きでマイナンバー制度の運用が始まるのに合わせて今月からマイナンバーの通知カードが送付されます。マイナンバーは国民一人一人に割り当てられた12桁の番号で住所が変わっても一生同じです。この番号が記載された通知カードは世帯全員分まとめて、住民票の住所に各自治体から簡易書留で配達されます。通知カードが届いたら勤務先に本人と扶養家族の個人番号を知らせましょう。来年から早速、税金関連の法定調書に個人番号の記載が必要になるからです。正社員だけでなくパートやアルバイトの人も同様です。

マイナンバーの通知カードは紙製で、各人の個人番号を確認するためのもの。今後は児童手当や生活保護などの各種手続きにも、この番号の記載や届け出が必要になるため、大切に保管しましょう。来年1月以降は、通知カードと同封の申請書を使い、プラスチック製の「個人番号カード」(ICチップと顔写真入り)に無料で交換できます。切り替えは任意ですが、交換すれば身分証明書にもなり、様々な手続きに必要な添付書類も減り手間や費用が省けて便利になるはずです。個人番号カードはこの先、健康保険証や社員証などとの統合も検討されており、利用範囲はさらに広がることが予想されます。来年から、保険会社の保険金支払や特定口座の開設にもマイナンバーの提出が求められ、2018年以降は預金口座にもマイナンバーの記載が始まります。それによって個人の所得や資産が把握されやすくなります。

制度に便乗した不審な電話や訪問も出てきたので、個人番号はむやみに他人に教えないよう注意しましょう。

木曾岬町商工会 石崎